**消　　防　　計　　画**

　**第１章　総　則**

（目的）

第１条　この計画は、消防法第８条第１項に基づき　　　　　　　　　　における防火管理業務について必要な事項を定め、火災、震災その他の災害の予防及び人命の安全並びに災害による被害の防止を図ることを目的とする。

（計画の適用範囲）

第２条　この計画は当建物に勤務し、又は、出入りするすべての者に適用するものとする。

（防火管理者の権限及び業務）

第３条　防火管理者はこの計画の一切の権限を有し、次の業務を行わなければならない。

⑴　消防計画作成、検討及び変更

⑵　消火、通報及び避難誘導訓練等の実施

⑶　消防用設備等の点検、整備の実施及び監督

⑷　建物、火気使用設備器具、危険物施設等の点検検査の実施及び監督

⑸　火気使用の制限、禁止及び指導監督

⑹　消防用設備等の設置位置及び発災時の避難経路を明示した「避難経路図」の作成、掲示

⑺　収容人員の把握と安全管理

⑻　管理権原者に対する助言及び報告並びにその他防火管理上必要な業務

（消防機関への報告等）

第４条　防火管理者は、防火管理業務の適正をはかるため、常に消防機関と連絡を密にし、次の業務を行うものとする。

⑴　消防計画の届出（改正の場合はその都度）

⑵　建築物及び諸設備の設置又は変更の事前連絡並びに法令に基づく諸手続き

⑶　消防用設備等の点検結果の報告

⑷　教育訓練の指導要請（消防訓練実施届出の提出）

⑸　その他法令に基づく報告及び防火管理について必要な事項

　**第２章　予防管理対策**

（予防管理組織）

第５条　日常の火災予防及び地震時の出火防止を図るため、防火管理者のもとに火元責任者を別表１のとおり定める。

（自主検査）

第６条　防火管理者及び火元責任者は、建物、火気使用設備器具、電気設備、消防用設備等の維持管理を図るため、自主検査票（別添）に基づき、自主検査を１年に　　　回（　月　月）に実施し、その結果を維持台帳に３年間記録保存する。

（消防用設備等の点検結果）

第７条　防火管理者は、建物に設置されている消防用設備等の機能を維持管理するため別表２に定める基準により法定点検を実施し、その結果を維持台帳に３年間記録保存するとともに　　　年に１回西尾市消防長に報告しなければならない。

（不備欠陥等の整備）

第８条　防火管理者は、点検、検査結果、不備欠陥を認めたときは、早急にその是正を図らなければならない。

（火災予防、避難管理上の遵守事項）

第９条　火災予防及び避難施設等の維持管理のため、すべての者は次の事項を遵守しなければならない。

⑴　火気使用設備器具は、使用前、使用後には必ず点検し、安全を確認するとともに、周囲は常に整理整頓しておくこと。

⑵ 喫煙は、指定された場所で行うとともに、灰皿、吸いがら容器は水を入れて使用し、後始末を完全にすること。

⑶ 廊下、階段、出入口等には、避難の障害となる物品を置かないこ　と。

⑷ 非常口等、有事の際容易に開放できるよう維持管理しておくこと

⑸ 定められた場所以外で火気を使用しないこと。

⑹ 当建物で工事を行う場合は、火気等の使用について防火管理者の指示を受けること。

**第３章　自衛消防活動対策**

（組織と任務）

第１０条　火災、地震、その他の災害が発生した場合に、被害を最小限に止めるために自衛消防組織を別表３のとおり定める。

（自衛消防活動）

第１１条　火災等の災害が発生した場合は、前条に定める任務分担及び消防用設備等の配置図、避難経路図に基づき、積極的に行動するものとする。

（夜間、休日における活動体制）

第１２条　就業時間外に火災、地震、その他の災害が発生した場合は、現場にいる最高責任者の指示に従い、それぞれの任務につくものとする。

２　防火管理業務の委託「　有　・　無　」

夜間、休日等、無人時の災害発生時に備え、防火管理業務を部外者に委託する場合は、その委託の方法、範囲等を防火管理業務委託状況に定めるものとする。

３　従業員は、相互に連絡を取り合い、すみやかに参集するものとする。

**第４章　震災対策**

（震災予防措置）

第１３条　地震災害の予防措置は、第２章に定めるほか、次の事項を行うものとする。

⑴　建物及び建物に付随する施設（看板、窓枠等）の倒壊、転倒、落下等の防止措置

⑵　火気使用設備器具等の転倒防止及び自動消火装置等の作業点検

⑶　危険物類の漏洩、流出等の防止装置

（地震時の活動）

第１４条　地震時の活動は、第３章に定めるほか、次の事項を行うものとする。

⑴　各火元責任者は、全従業員を指揮し、火気使用設備器具等からの出火防止にあたる。

⑵　従業員は、一般外来者に必要な指示を与え、混乱防止につとめること。

⑶　避難は、防災機関からの避難命令又は防火管理者の判断により開始する。

第１５条　地震予知対応策

１　情報の収集伝達

⑴ 東海地震注意情報発表時の措置

ア　東海地震注意情報を知った従業員は、直ちに防火管理者に報告し、防火管理者は、テレビ・ラジオ等を通じて情報確認のうえ建物内にいる従業員にその事実を知らせ、警戒宣言発令時に備え、従業員（自衛消防組織）の任務の確認、指示等を行う。

イ　東海地震注意情報の伝達は、混乱防止に十分配慮して放送設備等により伝達を行う。

⑵ 警戒宣言発令時の措置

ア　大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発せられたことを知った従業員は、直ちに防火管理者に報告し、建物内にいる従業員にその事実を知らせる。

イ　警戒宣言発令の利用者への伝達は、従業員（自衛消防組織）が配置についた時点で、放送設備等により伝達を行う。

２　警戒宣言時の活動

　　　従業員（自衛消防組織）は、警戒宣言が発せられたことを知ったときは防火管理者の指揮下に、次に定める応急対策を行う。

|  |  |
| --- | --- |
| 　　　　　　　対　策　内　容 | 　　担当責任者 |
| 出火防止措置 |  |
| 　火気使用器具の使用停止 |  |
| 　ボイラー等のバルブ閉止、燃料停止の確認 |  |
| 　ボンベ、燃料タンクの固定確認 |  |
| 水のくみおき、消火器の準備 |  |
| 商品等の転倒、落下防止 |  |
| 非常持出品の準備 |  |
| その他必要な措置 |  |
|  ： |  |

３　避　難

1. の指定避難場所は、　　　　町の

である。防火管理者は、　　　　　　　　（指定避難場所）の位置及び当建物からの避難経路を示す図面を建物内に掲示するほか、警戒宣言が発せられたとき建物内にいる顧客及び従業員に対し

　　　　　　　　　（指定避難場所）の位置及び当建物からの避難経路、方向を知らせる。

1. 従業員は、２に定める対策をとったときは、防火管理者に報告した後、防火区画及びシャッター等を閉め、　　　　　　　　へ避難する。

４　時間外の対策

　　　営業時間外に警戒宣言が発せられたことを知ったときは、防火管理者は、２に掲げる対策をとる。（対策をとった後、防火区画及びシャッター等を閉め、　　　　　　　　　　へ避難する。）

５　教育、訓練及び広報

⑴　防火管理者は、従業員に対して地震防災上必要な教育を行うほか、従業員に町内会が行う防災教育を受けさせる。

⑵　防火管理者は、大規模な地震に係る防災訓練を年１回以上行うほか、従業員を町内会が行う防災訓練に参加させる。

⑶　通勤の従業員が自宅で警戒宣言が発せられたことを知ったときは、原則として自宅待機（その場で身の安全を図る。）とする。

⑷　営業中に警戒宣言が発せられたことを知ったときは、営業を中止する。

**第５章　教育・訓練**

（防災教育）

第１６条　防火管理者は、従業員の防火管理知識の向上と消防技術及び警戒宣言にかかる対応措置の向上を図るため、年２回以上教育訓練及び避難・消火訓練（自衛消防訓練）を次により実施する。

⑴　防災教育実施時期等

　　　　従業員全員に対する教育

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 前　期 | 　　　月 | 後　期 | 　　　月 |

⑵　防災教育内容

　　　ア　消防計画の周知徹底

　　　イ　火災予防上の遵守事項

　　　ウ　防火管理に対する従業員各自の任務及び責任の周知徹底

　　　エ　安全な作業に関する基本事項

　　　オ　震災対策に関する事項

　　　カ　その他火災予防上必要な事項

⑶　訓練の実施

　　　　防火管理者は、次により訓練を行うものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 訓練種別 | 訓練内容 | 実施時期 |
| 総合訓練 | 消火、通報及び避難誘導等を連携して行う訓練 | 　　月 |
| 部分訓練 | 消火、通報及び避難誘導等を行う訓練 | 　　　月 |
| 基礎訓練 | 消火活動に使用する設備、器具等の取扱い訓練 | 随　時 |
| 図上訓練 | 隊員による机上で行う訓練 | 随　時 |

　（訓練の届け出）

第１７条　防火管理者は消防訓練を実施しようとするときは、実施の３日前までにその旨を西尾市消防長に届け出なければならない。

附則

　　この消防計画は、令和　　年　　月　　日から施行する。

　　　　　〃　　　　　　　　年　　月　　日（一部改正）

　**別表１（予防管理組織編成表）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 防火管理者 | 防火担当責任者（火元責任者） | 点検内容 |
| （　　　　　） | （　　　　　） | ①喫煙の安全管理②火気使用設備、器具の安全管理③電気設備、器具の安全管理④消火器具の管理⑤避難管理⑥地震時の出火防止に関すること⑦その他火災予防上必要な事項 |

**別表２（消防設備等点検基準表）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 消防用設備等 | 機器点検 | 総合点検 | 点検者（業者名） |
|  | ６ヶ月に１回　　　月　　　月 | １年に１回　　　　　月 | （　　　　　　　　　　） |

**別表３　（自衛消防組織編成）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 自衛消防隊長（防火管理者） | 任　務　内　容 | 担　当　者 |
| ○隊長　　隊長は、自衛消防隊の機能が有効に発揮できるよう総括的指揮統率を図るとともに、消防隊との連携を密にしなければならない。 |  |
| ○通報連絡係　　消防機関への通報　　従業員、来場者への報知　　消防隊への情報提供※震災時　情報収集及び伝達担当 |  |
| ○消火係　　消火器等を使用して初期消火活動を行う。※震災時　点検及び応急救護担当 |  |
| ○避難誘導係　　避難口を開放して、来場者等の避難誘導及び人員の確認を行う。※震災時　避難誘導担当 |  |